



2024年度中に

日建連会員企業では
・女性用トイレ
・女性用更衣室
100%設置、あたりまえ!

を目指しましょう!

女性就業者数が増えることは、建設業での働き方の多様化につながり、職場環境の改善・長時間労働の是正などが進むことが期待されます。

女性用トイレの設置

女性がないから
設置する
必要がない



トイレがないから
女性を
配属できない

やらない理由を
無意識に
探していませんか?
全現場に設置して
一歩前進!

女性用更衣室の設置

兼用で
代替可能



車があるから
必要ない

更衣室設置は
健康経営施策の
一環です!

“更衣室”は着替えるだけの
場所ではありません。

※生理の時は休める場所が必要です。

サクッとつまめる事例集

けんせつ
こまちっぷす

けんせつ小町WEBサイト内「こまちっぷす」では具体的な事例・費用などが掲載されています。



厚生労働省の助成金制度があります

裏面をご覧ください

作業員宿舎等設置助成コース(建設分野) 女性専用作業員施設設置経費助成

助成金名 人材確保等支援助成金：
作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)
女性専用作業員施設設置経費助成

受給対象 中小元方建設事業主
資本金の額もしくは出資金の総額が3億円以下
又は、常時雇用する労働者数が300人以下
(「建設の事業」の雇用保険率が適用される
事業主に限る。)

対象事業 中小元方建設事業主が施工管理を行う
工事現場で作業等を行う女性の建設労働
者専用の作業員施設を賃借する事業

〈対象となる作業員施設の種類〉

トイレ、更衣室、シャワー室、浴室

- ※実施計画を策定し、計画に従って事業を実施することが必要です。
- ※建設工事現場に設置され、移動が可能な施設であるほか、建設基準法の基準を満たし、施設の種類ごとに助成基準を満たす必要があります。
- ※賃借人の配偶者や親族が所有する施設、法人の役員の所有する施設は助成対象外です。
- ※男性の建設労働者に対しても同様の施設を整備する必要があります。
- ※1建設現場につき、同一種類の施設は1施設のみが助成対象です。
- ※施設の利用について、労働者から利用料金を徴収してはなりません。

助成額 助成額 = 対象経費 × 助成率

〈対象経費・対象外経費〉

対象経費	対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> 作業員施設の本体に係る賃借料 資機材の搬入に係る運搬費 施設の設置、備え付け又は組立に係る工事費 施設の設置基礎、付帯施設に係る工事費 施設内の備え付けの備品買(賃借の場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 権利金、敷金、礼金、補償金その他これに類するもの 資機材の搬出に係る運搬費 維持管理費、返却時の欠損費用、撤去費、光熱水費、管理費、共益費、駐車場代

〈支給対象月及び期間〉

1か月以上12か月以下

(女性の建設労働者の就労日数が10日に満たない月については助成対象外)

〈助成率〉

3/5

〈上限額〉

1事業年度(※)あたり60万円が上限

※「事業」は「工事」ではなく「施設の賃借事業(設置)」です。

手続き

計画届の提出(賃借開始の2週間前まで)

施設を賃借(設置)しようとする日の2週間前までに「計画届」を、管轄する労働局に提出してください。

賃借開始(施設の設置)

賃借終了(施設の返却)

支給申請書の提出(賃借事業終了月に応じた期日まで)

下の表に記載の、賃借を終了した日の属する月と、対応する提出期間にあわせて、「支給申請書」を、管轄する労働局に提出してください。

賃借事業終了月	提出期間
4月、5月、6月	7月1日から8月末日まで
7月、8月、9月	10月1日から11月末日まで
10月、11月、12月	翌年の1月1日から2月末日まで
1月、2月、3月	3月1日から5月末日まで

助成金の支給

対象施設の種類ごとの設置基準・対象となる備品などがあります。

詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。各種申請書のダウンロードも可能です。

建設事業主等に対する助成金 厚生労働省 検索

